

第 12 回 住民監査請求

I. 監査委員と監査 *教科書第 6 章 II 9 (274 頁以下)

1. 監査委員

(1) 監査委員の定数 (195 条)

都道府県および政令で定める市 = 4 人

* 川崎市の場合 <http://www.city.kawasaki.jp/920/page/0000046400.html>

その他の市および町村 = 2 人

条例で定数の増加可能

(2) 監査委員の選任 (196 条)

(a) 任命権者

長が議会の同意を得て任命

(b) 選任される者のカテゴリー

① 識見を有する者

② 議員・・・都道府県と政令で定める市では、2 人または 1 人

その他の市または町村では、1 人

(c) 自治体 OB の制限

識見を有する者のカテゴリーから選出される監査委員が複数 (n 人とする) である自治体の場合、(n-1) 人以上は当該自治体 OB でない者でなければならない。

2. 監査の種類

(1) 一般監査

(a) 財務監査 (199 条 1 項)

① 定期監査 (4 項)・・・毎会計年度に少なくとも 1 回以上期日を定めて行う。

② 随時監査 (5 項)・・・必要に応じて行う。

(b) 事務監査 (199 条 2 項)

必要があると認める場合に行う。

(c) 一般監査に際しての特別留意事項 (199 条 3 項)

① 住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果 (2 条 14 項)

② 組織および運営の合理化、規模の適正化 (2 条 15 項)

(2) 請求による監査

当該普通地方公共団体の長から要求がある場合 (自治法 199 条 6 項)

議会から要求がある場合 (自治法 98 条 2 項)

(3) 住民からの要求による監査

直接請求による事務監査の請求 (自治法 75 条)

住民監査請求

3. 外部監査制度（252 条の 27 以下）

1997 年自治法改正で導入。弁護士、公認会計士など外部の専門家に監査を依頼するもの。外部監査契約を締結して行う。

- ①包括外部監査・・・外部監査人が随時必要と認める特定の事項について監査を行う。都道府県、指定都市、中核市については義務付け。
- ②個別外部監査・・・長、議会、住民の請求する個別問題につき監査を行う。

II. 住民監査請求（242 条） *教科書第 7 章 I 3（301~307 頁）

1. 制度の骨格

- 直接請求とは違い、住民 1 人でも可。
- 財務会計に関する違法・不当な行為ないし怠る事実を特定して行う。
 - ☞ 不当も審査対象になるところが住民訴訟との違い
- 監査請求期間 当該行為のあった日または終わった日から 1 年間

2. 対象の特定

①最判平成 2 年 6 月 5 日民集 44 卷 4 号 719 頁

他の事項から区別し特定して認識することができるように個別的、具体的に摘示されていることが必要。

②最判平成 18 年 4 月 25 日民集 60 卷 4 号 1841 頁

地方公共団体が特定の事業を実施する場合に、当該事業の実施が違法又は不当であり、これにかかわる経費の支出全体が違法又は不当であるとして住民監査請求をするときは、通常、当該事業を特定することにより、これにかかわる複数の経費の支出を個別に摘示しなくても、対象となる行為とそうでない行為との識別は可能であるし、当該事業にかかわる経費の支出がすべて違法又は不当であるという以上、これらを一体として違法性又は不当性を判断することが可能かつ相当ということが出来る。